

在宅重度障がい者などに対する助成のお知らせ

在宅の重度障がい者などの社会活動の参加を促進するとともに通院および日常生活の利便を図るために下記の助成を実施します。

なお、申請書は福祉課窓口で配布しています。対象の方には3月中に通知します。

問合せ | 福祉課 ☎(81)5548

対象 町内在住で、次のいずれかに該当する方（施設入所・長期入院の方は対象となりません）

- ① 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
- ② 療育手帳A1、A2の交付を受けている方
- ③ 身体障害者手帳3級の交付を受けていて知能指数が50以下と判定された方
- ④ 知能指数が35以下と判定された方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている方
- ⑥ 介護保険の要介護区分が要介護4もしくは5の認定を受けている方

どちらか選択

※自動車燃料費助成事業とタクシー券助成事業の併用はできません。

自動車燃料費助成

●対象者が利用する自動車燃料費（ガソリン代など）の一部を助成します。

助成額

- 1ℓにつき50円
- 1か月20ℓまで(助成上限額1,000円)
- ※人工透析の方
- 1か月60ℓまで(助成上限額3,000円)

申請期間

4月1日(水)から随時
(事前登録不要。4月1日付の領収書から適用)

申請方法

申請書に燃料費(ガソリン代など)の領収書を添付し、福祉課に提出してください。審査の上、助成額を決定します。
※対象者が同乗する車を運転するご家族が申請することもできます。

注意

令和7年度(令和7年4月～令和8年3月分)の申請がお済みでない方は、忘れずに申請してください。

令和7年度分申請期限

令和8年4月30日(木)



タクシー券助成

●対象者がタクシーを利用する場合の運賃の一部を助成します。

利用券交付枚数

1枚500円の利用券を年間上限24枚（人工透析を受けている方は上限72枚）
※申請月により交付枚数が異なります。
(例：4月申請：24枚、5月申請：22枚)

申請期間

4月1日(水)から随時

申請方法

申請書を福祉課に提出してください。

利用券有効期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

利用方法

町と協定を結んでいる会社（利用券の裏面に記載）のタクシーを利用の際、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証のいずれかを運転手に提示し、タクシー券をご利用ください。（乗車1回につき複数枚利用可）

注意

- ①町が助成する金額は、乗車運賃のうち、利用券相当額（500円×利用枚数）です。乗車運賃が利用券相当額に満たない場合は、おつりは出ません。
- ②原則、タクシー券の再交付はしません。
- ③タクシーを電話などで呼んだ場合は迎車料金が、深夜・早朝の場合は割増料金が加算されます。